

別表2 「利用調整基準」

(基準の考え方) ※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。 ※ 保護者それぞれのランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 ※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。 ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。 ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
保護者が保育できない理由、状況		ランク
1 就労（内定含む）	月 20 日以上かつ就労時間月 160 時間以上就労している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間月 140 時間以上 160 時間未満就労している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間月 96 時間以上就労している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間月 64 時間以上 96 時間未満就労している。	D
	月 12 日以上かつ就労時間月 64 時間以上就労している。	E
	就労時間月 64 時間以上就労している。	F
2 産前産後	妊娠中の場合又は出産若しくは出産予定日の後 8 週間の期間にある場合。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ月 160 時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ月 160 時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ月 112 時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 64 時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 就学	月 20 日以上かつ月 160 時間以上就学している。	B
	月 16 日以上かつ月 112 時間以上就学している。	C
	月 64 時間以上就学している。	F
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月 64 時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A
10 市外在住	横浜市内に在住している場合（転入予定者は除く）。 ※市外在住者で「9 保育士等」の要件を満たす場合には当該ランクを適用せず、市内在住者と同様にランクを判定する。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

別表２－２「その他の世帯状況」

ランクの引上げに用いる指標

※ 「利用調整基準」におけるランクが「８ ひとり親世帯等」「９ 保育士等」「１０ 市外在住」の場合は、適用しません。

※ 元のランクがＡランクの場合であっても適用します。

- (１) ひとり親世帯等
- (２) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）
- (３) 生計中心者が失業している場合
- (４) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の卒園児
- (５) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合
- (６) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（２つ引上げ）
- (７) きょうだいが既に利用している保育所等（※）の利用を申請する場合、又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合
※認定こども園（教育利用）を既に利用している場合を含む。
- (８) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合
- (９) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園２歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）（２つ引上げ）
※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園２歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

別表3 「調整指数一覧表」

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	－1	
	認可保育所又は認定こども園（保育利用）からの転園。（転居を伴う場合又は、きょうだい同一保育所等（※）に利用を希望するための転園は除く。）	－1	※認定こども園（教育利用）を既に利用している場合を含みます。
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等へ預けている。（一時保育のみの利用は除く。）	1	原則、在園（利用）証明書等証明資料がある場合に限りします。
	きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を〔認可保育所、認定こども園（保育利用）、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等〕以外へ有償で月64時間以上預けている。（一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。）	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限りします。
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」のときは加点しません。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の親族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りします。
	別居の親族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。（施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。）	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
就労状況等 (保護者が共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5	
	単身赴任をしている場合。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
	元のランクの類型が「1 就労」であり、就労開始予定の場合。	－2	
	元のランクが「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	
ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で、就労開始予定の場合。	－2	上2行の点数と重複して適用します。
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で、求職中の場合。	－7	
保育士等	元のランクが「9 保育士等」で、就労している場合。	－1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
	元のランクが「9 保育士等」で、就労開始予定の場合。	－3	
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	きょうだい既に利用している保育所等（※）の利用を申請する場合。又はきょうだい同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。	4	※認定こども園（教育利用）を既に利用している場合を含みます。
	きょうだい既に利用している保育所等以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に別の保育所等の利用を申請する場合。	3	

< 同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整 >

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位（①～⑧の順） ① 災害 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥就学等 ⑦出産 ⑧求職中
2	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。
3	経済的状況（合計所得金額）が低い世帯。 ※低い世帯を優先。